

中世後期守護研究の課題と展望

今岡典和

はじめに

中世後期の守護についての研究は膨大な蓄積があり、研究史の整理だけでも一筋縄にはいかない。それは換言すれば、守護という存在が中世後期における最重要の研究課題であり、守護という存在を抜きにしては中世後期の研究が成り立たないということを意味している。しかし、現状では守護という存在の認識の仕方は研究者によって大きく異なり、また当時の史料上の用例ともズレている状態が続いていると思われる。

『日本国語大辞典』の「守護」の項を繙くと、①まもること、②鎌倉・室町時代の職名、③ある地域を支配している者とあり、さしあたり中世後期の守護を考える上で重要なのは②と③であろうが、この二つの語義が並存することが、研究者の認識にも大きく影響し、またそれが史料上の用例とどのように関わるのかは、研究史上十分に論じられているとは言い難いように思われる。

本稿では、こうした研究史上の問題を克服し、改めて中世後期の守護をどのような存在として認識すべきかを、室町・戦国期を通して考察し

てみたい。

一 研究者の守護認識

研究者の守護認識とはどのようなものであるか。この点で研究史上最も大きな影響を与えているのは、やはり佐藤進一氏の業績であろう。佐藤氏は、驚異的な史料の博搜によって、南北朝期の列島全域にわたる守護を検出し、以後の研究に圧倒的な影響を与えた。その功績は誠に偉大であるが、一方でその後の研究にある種の枠を嵌めてしまったことも否定できない。

守護を検出する方法として最も確実なのは、守護職の補任状が現存している場合、もしくは同時代の信頼できる古記録に守護補任の事実が記述されている場合であろう。しかし、そうした事例はむしろ少数である。現存する守護職の補任状が僅少である大きな要因としては、多くの守護家が戦国末期に滅亡し、その伝来文書が現存しないということが挙げられよう。それは、守護職の補任状のみならず、本来守護家に保管された

多くの文書が失われたことを意味し、古文書学上の大きな問題であるが、このことは研究者の間で必ずしも十分に意識されていないように思われる。

そこで佐藤氏が着目したのが守護の権限であり、ある存在が守護としての権限を行使している事例を史料から拾い出して、それを守護在職の徴証としたのである。佐藤氏の『室町幕府守護制度の研究 上』の「例言」を見ると、佐藤氏は守護の主な在職徴証として、(1) 所務の遵行、(2) 役夫工米・大嘗会米等諸役の徴収を挙げ、これらの権限の行使を史料から抽出することによって諸国の守護を検出している。もちろん、この他にも軍事指揮権などの権限の行使が守護在職の徴証となることは言うまでもあるまい。こうした手法は、その後今谷明氏など多くの研究者によって継承された。⁽²⁾

ただ、佐藤氏の業績が南北朝期に限られたものであることは、改めて注意する必要がある。南北朝期は、室町幕府の守護制度が形成される時期であり、また守護に補任された守護たちがその権限を活用して分国支配を形成してゆく時期であって、佐藤氏の手法はきわめて有効であった。

しかし、南北朝期以降、守護の存在のあり方は、時期を追って大きく変化してゆく。一方で、佐藤氏の業績があまりに偉大であったが故に、研究者もその呪縛に捕らわれている面があるのではないだろうか。具体的に言えば、佐藤氏の業績から、守護とは守護職に補任されることによって守護としての権限を与えられ、その権限を行使する存在として捉えられ、その後の守護のあり方の変容に研究者の認識が対応できていな

いのではないだろうか。

近年の研究で例を挙げると、吉田賢司氏の守護の認識は、明らかに守護を守護職という職制で捉えている。⁽³⁾ 吉田氏は、「在京して幕政の一翼を担う諸大名が、地域行政に携わる守護職を兼ねていた」と表現し、守護を守護職という職制から捉え、それを大名の一側面としている。また吉田氏は、守護＝大名家の家長とは必ずしも限らないとして、山名時熙が嫡氏持豊に家督と守護職を譲ったのちも幕政に参与し続けたこと、持豊が嫡氏教豊に家督と守護職を譲ったのちも守護管国の経営に影響力を保ち続けたことから、守護と大名家の家長が一致しない場合のあることを指摘しており、ここからも吉田氏が守護を守護職という職制から捉えていることが窺える。

この吉田氏の議論をさらに拡大解釈したのが西島太郎氏であり、西島氏は出雲尼子氏についての論稿において、吉田氏の研究を引用して、「近年、幕府の職制と家格の観点から、職制の守護と家格の大名とは違うことが明らかにされている。そのため、職制としての守護と、家格としての大名を分けて検討を行う」と述べ、守護を職制、大名を家格と断じている。両氏の説に対する私の見解は別稿で詳細に述べたのでここでは繰り返さないが、議論を明確にするため、大名と守護の関係についてだけ述べると、守護は全て大名であり、守護であることは大名の十分条件である。そして大名はより広い層を含む、漠然とした家格を表現する呼称なのである。

しかし、守護の存在のあり方は、まず一五世紀半ば以降大きく変容

し、さらに応仁の乱以降にまた大きく変容する。特に、応仁の乱以降は、守護在京の体制がなし崩し的に崩壊し、守護が一般に在国するようになる。また一方で、地方に宛てた幕府の公文書はしだいに減少し、所務遵行の事例も減少してゆくのである。つまり、佐藤氏が南北朝期で行ったような守護権限による在職徴証で守護を検出する手法は、もはや通用しなくなるのである。

この段階で研究者がどのような手法で守護を検出するのかを理解する一つのモデルケースとして、最近の岡田謙一氏による和泉上守護家の細川氏についての研究を見てみよう。⁶⁾ 岡田氏は、細川政有が文明年間に和泉上守護であったことを確定するために、次のような手法を用いている。

まず、文明六年（一四七四）を最後として、父常有の守護としての活動が史料から途絶えること。次に、『蜷川親元日記』文明九年（一四七七）四月二十六日条に見える足利義政の娘が宝鏡寺で得度した際に各守護から届けられた美物一覧において、細川九郎（政有）が和泉下守護の細川阿波守持久と並んで「泉半」として併記され、それぞれが鯛を納めていること。次に、軍事に関する足利義政の御内書が政有に宛てられていること。そして、政有が文明十一年（一四七九）に和泉上守護の官途である形部少輔の官に任ぜられたことである。これらの徴証は、応仁の乱を経たこの時期のものとして概ね妥当と言えるだろう。

だが、戦国期も時期を降ると、軍事に関する御内書が守護に宛てられる事例は減少してゆき、同様の手法を用いることは次第に困難となる。

それはまた、守護の存在のあり方そのものが大きく変容してゆくことと深く関わっている。そしてまた、それに伴って当時の人々の守護についての認識も大きく変容してゆくのである。

二 一五世紀中葉の転換

前章で一五世紀半ば以降守護の存在のあり方と当時の守護に対する認識が大きく変容すると述べたが、その社会的背景について、川岡勉氏は夙に「一五世紀の権力的転回」として、次のように指摘している。⁷⁾

「したがって守護領国制という語に示されるような一元的な結果が果たされたのは、むしろ一五世紀後半と考えられる。この時期に至って、幕府段銭の守護請（国役化）、守護段銭の一般的成立、地頭御家人役の国役化、国人層に対する政治的・軍事的統制の一元化、分国内知行制の一元化等々を列挙することができよう。」「一五世紀中葉における守護権力の相対的自立化は、室町幕府―守護体制という武家権力秩序が大きく変質し、幕府の全国支配が大きく後退したことを意味する」

このように、一五世紀半ば以降守護の分国支配が大きく進展し、それに伴って幕府と守護の関係も大きく変化してゆく。ただ、こうした変化について、従来の研究で十分に論じられてこなかった重要な側面がある。それは、守護の職制から家格への転換と、それに伴う周囲の認識の変化である。

無論、守護が守護たり得る所以は、そもそも將軍から守護職に補任されることがその出発点であることは疑いない。しかし、守護が頻繁に交

替する南北朝期を経て幕府が安定期に入ると、守護の任国も固定化・世襲化して、守護職と家は一体化してゆき、家格としての守護家が確立する。守護職が讓状に記載されるようになるのもそのことを表している。

この点については、旧稿でもおおよその見通しを述べていたが⁸⁾、當時はまだ考察が不十分であった。

このことは、守護職の補任にも反映されている。一五世紀半ば以降、元来の守護家については原則として補任状は発給されなくなる。例えば、比較的守護家の伝来文書が多く確認できる大友氏の場合では、本国豊後国について補任状が現存するのは寛正三年（一四六二）の大友政親が最後であり⁹⁾、以後は守護職の讓りを安堵するという形になる。三重野誠氏は、これを「既得権益」と形容している¹⁰⁾。

そして、一般に守護職の補任状が発給されるのは、新たに制圧した国、あるいは制圧が望まれる国に限られるようになり、またそれは当事者の申請によるものであった。具体例としては、大友義鎮は天文から永禄年間に盛んに幕府に働きかけて肥前・豊前・筑前の守護職を獲得している¹¹⁾。先に述べた、現存する守護職の補任状が僅少である理由は、そもそも現存する守護家の伝来文書そのものが数少ないことに加えて、こうした現象にも求められよう。

家格としての守護家が確立した段階では、守護職の補任も原則的に行われなくなり、守護家の家長が守護という存在を体现することになる。さらに、一五世紀後半になると、例えば、畠山義就のように、家督争いにおいて自力で分国を確保してそれを幕府が追認するという事例が頻出

する。このことは、家格としての守護家の家長となり得る血筋の者であれば、幕府の補任に関わりなく守護たり得たことを示している。このような状況においては、元来の守護家については幕府の職制としての守護職でもって守護という存在を捉えることはほとんど意味をなさないと思われる。

そして、家格としての守護家が確立し、守護家の家長が守護という存在を体现するようになると、一族内でのその地位をめぐる争いがしだいに顕著になると共に、その争いに家臣団の意向や將軍の主意が絡むようになって、幕府の支配秩序は揺らぎ始める。嘉吉元年（一四四一）の畠山氏の重臣遊佐勘解由左衛門尉と斎藤因幡入道による畠山持国の失脚事件あたりを皮切りとして、守護家の当主の交替がたびたび起こるようになり、それはやがて大がかりな武力衝突に発展する。その帰結が応仁の乱であり、ここに戦国時代の幕が開かれることになるのである。

三 守護認識の変容

以上を前提として、「守護」の語義について改めて考えてみると、「はじめに」で引用した『日本国語大辞典』の③の語義、「ある地域を支配している者」が問題となってくる。このような認識が生まれてくる背景には、まさに守護が職制からだけでは捉えられなくなったという状況があるものと考えられ、またそれに伴って守護に対する同時代の認識も変容を迫られる。

山田徹氏によると、一五世紀半ば以降、その国の守護正員ではない郡の知行者が同時代の古記録において「守護」と呼ばれる事例が複数出現する。具体例としては、近江北部の京極氏、尾張知多郡の一色氏、播磨東三郡の赤松満政などである。また、嶋田哲氏は、東駿河に大きな勢力を有した仲秋系今川氏が、同じく同時代の古記録において守護と認識されていた事例を紹介している。¹²⁾

また『大乘院寺社雜事記』の文明九年十二月の記事では、この時点での大乘院尋尊の認識として、列島全域の守護の名が列挙されている。多くは「丹波国」では「細川」というように、守護正員の名が記されているが、「伊勢国」では「北畠、土岐、一色」、「近江国」では「六角、京極」というように、守護正員と競合する勢力の存在する場合はそれが併記されている。こうした認識は、当時の中央の実力者に共通するものであっただろう。¹³⁾

こうしたことについて、山田徹氏は次のように述べている。¹⁴⁾

『守護』との社会的認識、という問題は、いわゆる戦国期守護の問題と関連するはずである。戦国期守護論をめぐるのは、補任・権限の問題と支配実態の問題とが対比的に論じられている印象があるが、最も重要なのは認識の問題だろう」

まさに山田氏の指摘するように、一五世紀半ば以降、守護の社会的認識は大きく変容してゆくのであり、これ以降の守護を論ずるには、この点を踏まえることが不可欠なのである。

谷口雄太氏は、中世後期の守護についての研究史を整理した論稿にお

いて、次のように述べている。¹⁵⁾

「守護のような振る舞いをしていても、その実、守護とは関係がない、つまり、行使している職権からだけでは守護とは判断できないとなると、今度は守護そのものの判定基準は一体どうなるのだろうか」「この点についてさらにいえば、近江国の京極氏、尾張国の一色氏、駿河国の今川氏（仲秋系）などのように、守護ではない（守護が別にいた）と思われるにもかかわらず、守護と呼ばれていた人物もいる。つまり、守護と呼ばれていても、守護のような振る舞いをしていても、その人物は守護ではないケースが存在しているのである。このように、そもそも、ある人物を守護と認定する要素は何か、守護であることの実態と認識の関係はどのようになっているのか、今後追求すべき課題は多いといわねばならない」

こうした問題提起に答える一つの方法が、当時の認識の変化を正確に跡付けて、さらにそれを研究上に正しく位置づけることであろう。

戦国期には、こうした事例がさらに質的にも拡大しつつ増加する。出雲尼子氏の場合もその一例であり、尼子氏の守護職補任をめぐる問題については旧稿で詳述したが、そこにはきわめて複雑な問題が含まれている。¹⁶⁾

旧稿で詳述したように、戦国期の尼子氏当主であった尼子経久は、複数の同時代史料において「守護」と呼ばれている。特に、大永三年（一五二三）に成立した『大館常興書札抄』においては、当時の幕府の重要人物であった大館常興が、経久を「雲州守護」と記している。しかし後

述するように、大館常興が正式な守護であったとは考えられない人物を守護と呼んでいる例は複数あり、それだけで経久が守護であったと確定することはできない。また、経久に対する守護職の補任状は現存しない。

現存の史料から経久が正式な守護であったかどうかは確定できない以上、他の史料から推測するしかないが、まず確実に言えることとして、旧稿で述べたように経久はまだ守護京極政経が存命していた永正五年（一五〇八）九月、出雲国一宮たる杵築大社の造営を発願した。一宮の造営は、本来守護の有する権限として象徴的なものであり、ここに経久は出雲国の公的支配者であることを内外に標榜したと言える。そしてこれ以降、経久とその後継詮久（晴久）は、旧稿で述べたように様々な局面で守護としての職責を果たしている。

しかし、尼子氏が周囲から「屋形」と呼ばれるようになるのは、これも旧稿で述べたように天文二一年に尼子晴久が正式に守護職に補任され、また御相伴衆に加えられて以降のことである。このことは尼子氏が、未だ出雲国の公的支配者の家格として周囲から認識されていないことを意味しており、その背景には尼子氏の上位の「屋形」である京極氏の存在があったのではないだろうか。なお、「屋形」の呼称がほぼその人物が守護であることを示すことは、旧稿で詳述した¹⁷⁾。

出雲における京極氏の存在が史料に見えるのは、永正一七年（一五二〇）の『出雲大社旧記写』にある「屋形への御礼銭」が最後である¹⁸⁾。これは、京極政経の後継者であった京極吉童子と考えられ、少なくともこの時期までは吉童子が存命しており、尼子経久はその後見として守護

権限を行使していたと考えられる。

しかし、永正一七年を最後として、出雲における京極氏の存在を示す史料は途絶える。それでは、これ以降の京極氏と尼子氏の関係をどのように考えるべきであろうか。これについては、史料が存在しない以上、最も妥当な可能性を想像するしかない。これは全くの想像になるので、旧稿ではあえて述べなかったが、最も妥当な可能性としては、おそらく永正末年から大永初年の頃に京極吉童子は死没し、出雲の京極氏の命脈は絶えたのではないだろうか。そしてその際、尼子経久は吉童子から出雲・隠岐の守護職を譲られたのではないだろうか。

その仮定についての傍証は存在する。後の天文二一年（一五五二）に経久の孫晴久が幕府から正式に出雲・隠岐の守護職に補任された時の補任状には、「任惣領割分之旨」という文言がある¹⁹⁾。これは、旧稿で述べたように応永二年（一三九五）の京極高詮に対する出雲・隠岐の守護職補任状にある「准本領子孫可相伝之状如件」という文言と対応するものであり、²⁰⁾両国の守護職を相伝していた京極氏から尼子経久がそれを譲り受けたことを示唆している。これも仮定ではあるが、おそらくは出雲の京極氏の系譜が絶えた時点で、尼子経久は出雲・隠岐の実質的な守護として周囲からも認められたのであろう。大館常興が経久を「雲州守護」と呼んだのも、そうしたことが背景にあったものと思われる。

しかし、前述のように、経久が正式に守護に補任されたことを示す史料は現存しない。もちろん、史料が現存しないからといって、ある事実がなかったということを確定することはできないが、一方で経久の段階

では尼子氏は周囲から「屋形」と呼ばれることはなかったものであり、正式な補任のあった可能性はきわめて低い。この事實は、室町的な家格秩序の壁がいかに強固であったかを示している。実質的に守護権限を行使し、周囲から「守護」と呼ばれていても、元来守護代家であった尼子氏が守護の家格に上昇するには、正式に守護に補任される必要があったのである。

経久の孫尼子晴久は、天文二十二年（一五五二）六月に出雲ほか八カ国の守護に補任され、その前後に御相伴衆に加えられた。⁽²¹⁾ 尼子氏が周囲から「屋形」と呼ばれた史料の初見は、管見の限りで同年九月のものである。⁽²²⁾ ここに尼子氏は守護家の家格を獲得し、名実ともに出雲・隠岐の国主として幕府からも周囲からも認められたのである。

なお、晴久がこの時に守護に補任された八カ国のうち、出雲・隠岐を除く六カ国は、もともと京極氏とは何の所縁もない国であり、これは先に述べた新たに制圧した国、もしくは制圧が望まれる国に相当するであろう。そして、この時の守護職補任の経緯については現存の史料は皆無であって推測する他はないが、おそらくは晴久からの申請によって補任が実現したのであらうと思われる。

四 戦国期の守護認識

引き続きさらに広く戦国期の守護認識を示す事例を拾ってみよう。まず馬部隆弘氏は、木沢長政と波多野秀忠が天文期に周囲から「守護」と呼ばれていた事例を挙げている。⁽²³⁾ 特に、波多野秀忠は尼子経久と同様

に、幕府の重要人物である大館常興から「守護」と呼ばれていた。⁽²⁴⁾ この当時光政は河内や山城で、秀忠は丹波で実質的に守護権限を行使していた。それでは彼らの立場をどのように捉えるべきであろうか。この点について、馬部氏は長政に宛てた幕府奉行人奉書に書下年号のものが存在することを指摘した上で、次のように述べている。⁽²⁵⁾

「本項での考察から、長政は少なくとも幕府からは、守護の待遇を受けていたことが明らかとなった。もちろん、守護補任の事實は確認できないし、京兆家がそれを公認していたかどうかも疑問である。また、上山城では、守護代の地位にあるとの認識が同時代から存在した。そのため本章では、ひとまず長政が上山城と大和で持つ権限を、守護並の権限を意味する史料用語を用いて、守護進退権と呼ぶことにする」

馬部氏の言うように、木沢長政も波多野秀忠も、現存の史料からは正式に守護に補任された事實は確認できないし、これらの国の守護である京兆家や両上山家が健在である以上、その可能性は考え難い。守護正員の比定自体が困難なこの時期に、誰が守護代であるのかを確定することでもまた困難ではあるが、彼らは守護家の被官であり、家格としては明らかに守護家ではなく、守護代クラスの家格である。木沢長政が幕府から守護の待遇を受けていたという馬部氏の主張も、長政宛の奉行人奉書の書式だけでなく、もう少し多角的に考察する必要があるのではないだろうか。

現時点での私の結論としては、彼らはやはり守護代として守護権限を行使していたのであり、前述の尼子経久の場合と同様、それをもって幕

府を含む周囲が「守護」として認識したと考えられる。いずれも、実質的に守護権限を行使している者が「守護」と認識された事例と言える。なお、当時の幕府関係者の守護認識が曖昧であったことは、旧稿で詳述した。⁽²⁶⁾

次に、元来守護代ではない者が「守護」と呼ばれた事例を見よう。肥前の有馬賢純は、天文八年（一五四〇）に幕府内談衆である摂津元造と大館常興から「守護」と呼ばれている。⁽²⁷⁾ 黒嶋敏氏によれば、肥前国は守護不設置の国であった。⁽²⁸⁾ 有馬賢純はこの時期勢力を数郡規模に拡大して肥前最大の地域権力となり、また將軍義晴の偏諱を受けて晴純に改名し、修理大夫の官に任ぜられている。⁽²⁹⁾ 有馬晴純の場合は、守護不設置の肥前国の最大勢力となったことにより、幕府からも守護として認識されたであろう。またこの時期、有馬氏は周囲から「屋形」と呼ばれていた。⁽³⁰⁾ 守護代家の尼子氏が守護と呼ばれながらも屋形とは呼ばれなかったのに対して、守護代家ではなかった有馬氏は肥前国の最大勢力となった時点で守護と呼ばれると同時に屋形と呼ばれたのである。このように、この時期、室町的な資格秩序と実力による支配は、微妙に交錯し始めるのである。

五 戦国期の守護職補任

ここで少し視点を変えて、戦国期における守護職補任の事例を検討してみよう。先述のように、戦国期においては元来の守護家の場合はその本国については原則として守護職の補任は行われず、新たに制圧した

国、もしくは制圧が望まれる国について補任が行われた。一方、尼子氏の場合のように、守護代家が守護家の資格を獲得するには、新たに守護に補任される必要があったのである。

尼子氏と同様の事例として、安芸の毛利氏の場合がある。安芸の国衆であった毛利氏は守護家であった大内氏を打倒して永祿三年に安芸国守護に補任され、また同年に御相伴衆に加えられた。⁽³¹⁾ 一方本多博之氏によれば、毛利氏が周囲から「屋形」と呼ばれた史料の初見は弘治三年（一五五七）卯月吉日付の「厳島神社反橋擬宝珠銘」である。⁽³²⁾ これについて、本多氏は次のように述べている。

「言うまでもなく、毛利氏が防長に侵攻して大内義長を長府の長福寺（現功山寺）に追い詰め自刃させ、防長の平定を成し遂げたのが弘治三年四月三日であり、この反橋擬宝珠の銘文は、大内氏を滅ぼした毛利家当主隆元が戦勝記念として反橋を造立したこと、大願寺円海は施主の隆元を新たな安芸国の第一人者、すなわち『屋形』と認めたことを物語る」
大内義長は、かつては毛利氏からも「屋形」と呼ばれていた存在であり、毛利隆元は自らその大内義長を滅ぼしたことにより、大願寺円海から「屋形」として認識されたのである。

ただ、このような認識が、いつの時期にどこまでの範囲で広がりを見せたのかは問題である。こうした認識の問題は史料からはなかなか明確にし難いが、少なくとも現存の史料から明らかにできる限りでは、国衆が毛利氏を「屋形」と呼んだ史料の初見は、管見の限りでは永祿十一年（一五六八）の石見国衆益田氏の事例が最初である。⁽³⁴⁾ もちろん、弘治三

年（一五五七）のものと見られる毛利隆元自筆覚書に「芸備之儀を存」⁽³⁵⁾「備芸衆計を司」とあるように、それ以前から毛利氏は国衆に対する優位を確立していたが、家格としては毛利氏もまだ他の国衆と同格であった。

それが完全に解消して毛利氏が他の国衆と隔絶した家格を獲得するの
が、先述の守護職補任と御相伴衆への加入であり、益田氏が毛利氏を屋形と呼んだのはその後である。もちろん、史料の残存という問題はあり、確定することはできないが、妥当な仮定としては、尼子氏の場合と同様に、毛利氏がこうした家格を獲得したことによって、国衆たちも毛利氏を名実ともに国主として認識したと考えられるのではないだろうか。

戦国期における新規の守護職補任の事例としては、他にもう一つ、陸奥国の伊達氏の事例がある。そもそも奥羽両国は守護不設置の国であり、その管轄は複雑な経緯を辿るが、陸奥国では最終的に足利一門の大崎氏が奥州探題として、陸奥国の最高の権威となった。一方で、広大な郡を支配した有力領主たちは、中央では「大名」と呼ばれ、また周囲からは「屋形」と呼ばれ、⁽³⁶⁾蘆名氏などは「郡守護」を自称していた。⁽³⁷⁾しかし、羽下徳彦氏の紹介になる文亀三年（一五〇三）の伊達尚宗と越後守護上杉房能との間に起きた書札礼をめぐる異議一件に見るように、自らを「大名」と自認する上杉氏からは、伊達氏は「国人一分」と見なされていた。⁽³⁸⁾こうした状況を打開したいという伊達氏の願望が、大永二年（一五二二）の伊達植宗の前例のない陸奥国守護職補任として実現したのである。⁽³⁹⁾もともと、植宗自身は奥州探題職を望んでおり、陸奥国

守護職には不満を示した。

このように、守護家の系譜を持たない者が、守護の家格を獲得するた
めには、新たに守護に補任される必要があり、またそれは有効な手段であ
った。しかし、戦国期の守護職補任は、先述の毛利氏の事例を最後と
して以後は絶える。守護職の補任を行つた最後の将軍は足利義輝であ
り、足利義昭の代には現存の史料による限りでは守護職の補任は行われ
なかった。この点、幕府による栄典授与の観点から、義輝の横死に幕府
の大きな画期を見出す二木謙一氏の指摘は注目すべきである。⁽⁴⁰⁾

また、義輝の代に新たに畿内近国の最高実力者となった三好長慶は、
守護に補任されることはなかった。一方で、長慶は御相伴衆に加えられる
⁽⁴¹⁾ている。この事実についての最も大きな要因は本来の守護家である細
川宗家がまだ存続し、長慶がその当主氏綱を推戴していたことに求めら
れようが、別な視角としては、この時期には必ずしも守護職に補任され
ずとも、守護の中でも上級の家格である御相伴衆に加えられることが、
守護職補任に代わるものとなったことを示しているのではないだろうか。
それはまた、職制としての守護職の終焉をも意味するであろう。

おわりに

ここまで、守護について一括りに論じてきたが、一方では守護家の多
様性についても目を向けることが必要である。室町期の守護は、その出
自は様々である。鎌倉期以来の守護家もあれば、守護家ではなくとも在
庁官人系の有力領主として鎌倉期からその国に大きな基盤を有していた

家もあり、また一方では、多くの足利一門のように、室町幕府から新たに守護に補任されて守護権限を梃子にその国を支配するようになった家もある。そしてその支配のあり方は、それぞれの国の地域的特質に大きく規定されている。室町幕府による守護職がどのように機能するかは、それぞれの守護家ごとに考察する必要があるだろう。

特に九州では、大友・少貳・島津氏ら鎌倉期以来の守護家が強力に存続しており、足利一門が補任された九州探題も十分に定着できなかった。九州においては、室町幕府の補任による守護職の意味は比較的小さかったと言えるだろう。

また関東では、鎌倉府の存在を別に考える必要がある。関東の守護たちは鎌倉に屋形を構え、関東における家格秩序に位置づけられていた。しかし一方では、彼らは室町幕府の意向にも敏感であり、京都の將軍と鎌倉公方との間を揺れ動いていた。このほか東北の状況については、第五章で述べた。

このように、列島全域に様々なかたちで存在した有力領主たちを幕府が統一的に掌握する手段が守護職であり、一方で彼らは守護としての権限を活用してその支配を強化したのである。そして彼らに対する呼称が「大名」であり、「屋形」であった。

このように守護家の多様性を考察する上において、谷口雄太氏の足利一門の優越性を説く指摘は重要である。⁽⁴²⁾ 足利將軍を頂点とし、そのすぐ下に足利一門が位置したのが室町の家格秩序と言えるだろうが、一方で外様の守護家の中でも赤松・京極氏が御相伴衆の家格を与えられ、ま

た大名衆議の恒常的なメンバーであったのはどのような要因によるのか、またこのような家格秩序の総体はどのようなプロセスを経て形成されたのか、今後究明すべき課題は多いと言えるだろう。

最後に、本稿と室町幕府―守護体制論との関係を述べておきたい。言うまでもなく、室町幕府―守護体制論は、まず田沼陸氏によって提唱され、その後川岡勉氏によって新たな見解を加えて再編された概念であり、その骨子は幕府と守護の相互補完関係を基軸として室町期の政治体制を考察するものである。

私はさらに戦国期におけるその変質を論じ、戦国期を室町幕府―守護体制の変質・解体の時期とすることにより、室町期と戦国期を一体として理解することを試みた。⁽⁴³⁾ 室町幕府―守護体制を幕府と守護との相互補完の体制とするならば、守護の側が幕府による保証をなぜ必要としたのかを考察する必要がある。本稿との関連で言えば、まず守護という存在が守護家という家によって体现されるようになった段階で、守護家の家格を保証することは足利將軍家のみが可能であったと言える。

国支配の権限を有する守護という存在が守護家という家によって体现されるのであれば、天下支配の権限もまた足利將軍家という家によって体现されていたといえるのではないだろうか。戦国期に二人の將軍が並立するという状況も、足利家の家長になり得る者がそれぞれ異なる勢力によって擁立されたことによると考えられる。

また、守護家にとつてのより実利的な問題としては、旧稿で指摘した、一国平均役の賦課・徴収を通しての分国支配の強化が挙げられる。⁽⁴⁴⁾

旧稿で述べたように、一六世紀前半までは幕府による一国平均役の賦課がまがりなりにも存続しており、それが守護の分国支配と密接に関連していた。

山田貴司氏の指摘によれば、大友氏の場合、大永から天文年間の大友義鑑の時期に、それまで以上に幕府と密接な関係を結んでいる。⁽⁴⁵⁾ 第二章で述べたように、大友義鎮は天文から永禄年間に盛んに幕府に働きかけて、肥前・豊前・筑前の守護職を獲得している。室町幕府―守護体制は、変質しながらも戦国期にも存続していたと見るべきであり、それはまた室町幕府の存続そのものを支えるものであった。

それでは、室町幕府―守護体制が最終的に解体し、幕府が滅亡した要因はどこに求めるべきであろうか。これについては谷口雄太氏が「足利的秩序」を支えていた共通価値の喪失という仮説を提示しているが、⁽⁴⁶⁾ 私は旧稿において異なった視点から一つの見通しとして、一六世紀中葉以降地域権力の権力編成の原理が大きく転換し、幕府による保証を必要としなくなったのではないかという仮説を述べた。⁽⁴⁷⁾ しかし一方では、「家中」という新たな権力編成原理を確立した毛利氏にしても、それまで同格であった芸備国衆の上位に立つために守護職を獲得しなければならなかったのは先に述べた通りである。この問題の完全な解明のためには、統一政権の形成過程のさらなる究明が必要であろう。

権力編成の問題はその権力がどのように地域支配を行ったのかと密接に関わり、一方でそのことが旧来の家格とどのように関わるのかを明らかにする必要がある。旧稿で述べたように、一代で一六世紀後半に数カ

国規模の大勢力となった梟雄龍造寺隆信はついに屋形と呼ばれることなく、また一六世紀後半に近江北半を実質的に支配した浅井氏もついに屋形と呼ばれることはなかった。⁽⁴⁸⁾ 龍造寺氏の場合は千葉氏、浅井氏の場合は京極氏という上位の屋形の存在を考慮する必要があるが、室町の家格秩序の存続はかくも頑強だったのであり、こうした旧来の家格秩序と実力による支配のせめぎ合いは、この時期固有の問題であったと言えるだろう。だが、隆信が敗死した後、龍造寺氏とその後継者となった鍋島氏は、豊臣政権から新たに大名として位置づけられた。また豊臣政権においては守護職という職制は廃絶する。こうして、統一政権のもとで新たな家格秩序が形成されてゆく。近世の家格秩序についてはすでに豊富な研究蓄積が存在するが、室町の家格秩序がどのようなプロセスを経て近世的な家格秩序に転換してゆくのか、その過程については必ずしも明らかにされているとは思われず、その解明は今後の課題といえるだろう。

それについては、笠谷和比古氏の「国持大名」論が大きな示唆を与えてくれる。⁽⁴⁹⁾ 笠谷氏は、近世大名の中でも国持大名が官位や儀礼において格別の存在であったことを詳細に論じ、またその淵源を中世の守護に求めている。笠谷氏の論は、中世の国の支配者は守護であったが、これがその後織田政権における一職支配、豊臣政権における国分によって継承され、近世における国持大名の特別な家格につながるというものである。

笠谷氏によれば、江戸時代中期以降に『柳菴秘鑑』などにおいて「国

持十八家」という概念が一般的に成立する。その十八家のメンバーの内容を見ると、上杉、細川などの中世に守護であった、ないしはそれに準ずる家格として位置づけられていた家が七家であり、それ以外は概ね織豊期に新たに大名として取り立てられた新興の家が占めている。これを中世の家格論から読み替えると、戦国の動乱の中で、足利氏を頂点とする室町の家格秩序が崩壊し、そこで家格を決定する「価値」が、従来の血統から支配の客体である「国」にいったん置き換わり、国を与えられた国持＝国主が中世の守護家と並んで新たに近世大名の上位に位置づけられ、近世の家格秩序が形成されたのではないだろうか。

これに関連する議論として、朝尾直弘氏は既に一九八二年に次のように述べている。

「天皇＝將軍結合主権をいただく国家が存在したとしたら、それを結ぶ重要な紐帯のひとつに「家」がある。律令制が公卿の家政機関を公認していたことを思えば、「家」がこの国家の末端機構を構成し、その地域における国家＝公権を体現したと考えるのは、仮説として無理ではない。この「家」は、たんなる家族ではなく、したがって、結合関係はたんなる主従制や、それを補完する婚姻関係のみにもとづくものではない。室町幕府の主従制が、鎌倉幕府の御家人と異なり、「奉公人」「被官」の語を普遍的に使用し、守護が「御屋形」とよばれるのは、この点にかかわるのではなからうか」

このように朝尾氏はここで「家」がその地域における国家＝公権を体現したのではないかという仮説を提示している。⁽⁵⁰⁾ 職制としての守護職

が守護家という家によって体现されるようになり、それが近世の国持大名にもつながるとすれば、日本の歴史における「家」の存在が有した意味は、改めて問い直す必要があるだろう。

註

- (1) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上下、東京大学出版会、一九六七年、一九八八年。なお、以下参考文献の副題は全て省略。
- (2) 今谷明『守護領国支配機構の研究』、法政大学出版局、一九八六年など。
- (3) 吉田賢司『室町幕府軍制の構造と展開』、吉川弘文館、二〇一〇。
- (4) 西島太郎『戦国期守護職をめぐる尼子氏と京極氏』(『古文書研究』九二、二〇二一年)。
- (5) 拙稿『「大名」・「守護」の概念をめぐる』(『研究論集 歴史と文化』一二、二〇二三年)。
- (6) 岡田謙一『和泉上守護細川政有小考』(『古文書研究』九四、二〇二三年)。
- (7) 今岡典和・川岡勉・矢田俊文『戦国期研究の課題と展望』(『日本史研究』二七八、一九八五年)。
- (8) 拙稿『戦国期の守護権力』(『史林』六六―四、一九八三年)、『戦国期の守護権をめぐる』(『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』一二、二〇〇九年)。
- (9) 寛正三年十月廿五日付足利義政袖判御教書(『大友文書』、『大分県史料』二二六卷二八七号)。
- (10) 三重野誠『大名領国支配の構造』、校倉書房、二〇〇三年。
- (11) 『大友家文書録』、三重野誠前掲書、山田貴司『西国の地域権力と室町幕府』(川岡勉編『中世の西国と東国』、戎光祥出版、二〇一四年)。
- (12) 山田徹『「分郡守護」論再考』(『年報中世史研究』三八、二〇二三年)。

- (13) 嶋田哲「室町期における駿河国守護職と東駿河」(『日本歴史』七四二、二〇一〇年)。
- (14) 山田徹註(12) 前掲稿。
- (15) 谷口雄太「守護は地方にいなかった?」(『鎌倉幕府と室町幕府』、光文社新書、二〇二二年)。
- (16) 拙稿「戦国期の守護権力」(『史林』六六―四、一九八三年)、「出雲尼子氏の守護職補任をめぐる」(『古文書研究』九六、二〇二三年)。
- (17) 拙稿「屋形」考」(『十六世紀史論叢』一九、二〇二三年)。
- (18) 『杵築大社旧記写』(『出雲尼子史料集 上』一三〇号)。
- (19) 『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』二二九号。
- (20) 同六六号。
- (21) 同二四―二二二一。
- (22) (天文二一年) 九月二六日付多賀幸久書状(『佐草家文書』、『出雲尼子史料集』七八九号)。
- (23) 馬部隆弘「戦国期細川権力の研究」、吉川弘文館、二〇一八年。
- (24) 『大館常興日記』天文九年三月二三日条。
- (25) 馬部隆弘註(23) 前掲書。
- (26) 註(17) 前掲拙稿。
- (27) 『大館常興日記』天文八年七月三日条。
- (28) 黒嶋敏「中世の権力と列島」、高志書院、二〇二二年。
- (29) 『大館常興日記』天文八年七月二三日条。
- (30) 大塚俊司「戦国期肥前国の『屋形様』」(青木歳幸編『佐賀学Ⅱ 佐賀の歴史・文化・環境』、岩田書院、二〇一四年)、註(17) 前掲拙稿。
- (31) 永祿三年二月廿一日付足利義輝袖判御教書、十二月八日付足利義輝御内書(『大日本古文書家わけ第八 毛利家文書』三二三号、三二四号)。
- (32) 本多博之「毛利氏の国衆編成」(『島根県古代文化研究センター研究論集二八 中世石見における在地領主の動向』、二〇二二年)。
- (33) (天文二三年) 正月二日付毛利隆元書状(『大日本古文書家わけ第八 毛利家文書』六六四号)。
- (34) (永祿一二年二月) 益田藤兼・同元祥安芸吉田出頭之礼儀次第(『大日本古文書家わけ第二 益田家文書』三四三三)。
- (35) 年月日欠毛利隆元自筆覚書(『大日本古文書家わけ第八 毛利家文書』六五六号)、川岡勉「戦国期守護権力の研究」、思文閣出版、二〇二三年。
- (36) 註(5) 前掲拙稿。
- (37) 黒嶋敏註(28) 前掲書。
- (38) 羽下徳彦「中世日本の政治と史料」、吉川弘文館、一九九五年。
- (39) 『大日本古文書家わけ第三 伊達家文書』。この件に言及した研究は多数にのぼるが、とりあえずは黒嶋敏註(28) 前掲書を参照。
- (40) 二本謙一「中世武家儀礼の研究」、吉川弘文館、一九八五年。
- (41) 『蜷川家記』、『伊勢貞助記』(『後鑑』所収)。
- (42) 谷口雄太「中世足利氏の血統と権威」、吉川弘文館、二〇一九年。
- (43) 拙稿「幕府―守護体制の変質過程」(『史林』六八―四、一九八五年)。
- (44) 註(43) 前掲拙稿、拙稿「戦国期の幕府と守護」(『ヒストリア』九九、一九八三年)。
- (45) 山田貴司註(11) 前掲稿。
- (46) 谷口雄太註(42) 前掲書。
- (47) 註(43) 前掲拙稿。
- (48) 註(17) 前掲拙稿。
- (49) 笠谷和彦「武家政治の源流と展開」(清文堂、二〇一一年)。
- (50) 朝尾直弘「日本近世史の自立」(校倉書房、一九八八年、初出一九八二年)。